

恵那市社会福祉協議会の障がい福祉サービスのご紹介

恵那市社会福祉協議会では、障がいのある方が安心して地域で自立した生活を送れるよう、これらの障がい福祉サービスに取り組んでいます。
(平成29年3月現在)

障がい者ヘルパー事業

障がい等により福祉サービスの提供が認められた方に、訪問介護員が入浴や食事などの介護、調理などの家事、生活に関する相談、外出のお手伝いなどを行います。



障がい者デイサービス事業

岩村・明智のデイサービスセンターで、障がい者を対象としたデイサービス事業を行っています。

相談支援事業

地域で生活する障がい等のある方や、ご家族、関係機関からの相談に応じ、自立した日常生活、社会生活が送れるように支援します。

特定相談支援事業

障がい等のある方が、適切なサービスを受けられるよう、相談と福祉サービスの利用計画の作成を行います。

就労継続支援B型事業(明智ひとつばたこ)

障がい等のある方に、就労の機会を提供するとともに通所による訓練を行います。また就職に必要な知識や能力が高まった方には就職に向けた支援を行います。

こども発達センター事業

(児童発達支援、放課後デイ、指定障害児相談等)

早期療育を必要とする児童などが、日常生活の基本的動作を身に付け、集団生活に適應できるよう、指導及び訓練を行います。また、ひとりひとりに合わせた個別支援計画を作成し、サービスを提供します。

地域生活支援拠点『ぷらっと』

障がい児者や、ひきこもり等の方の『居場所』や『活動の場』として、自立した日常生活と社会生活を送るきっかけづくりを行います。



福祉有償運送事業

移動に車いすが必要な方など、単独での公共交通機関利用が困難な方を対象に、送迎サービスを行います。
※運転のみ



福祉車両貸出サービス

移動に車いすが必要な方を対象に、車いす対応の車両をお貸しします(運転はご家族などが行います)。

福祉用具貸与事業

一時的に介護用ベッド、車いすを必要とされる方にお貸しします。

日常生活自立支援事業

知的障がいや認知症状のある方などを対象に、契約に基づいて、福祉サービスの利用手続きや日常生活に必要な金銭管理、書類の保管等を行います。

ボランティアの斡旋

障がいのある方のご希望と登録されているボランティアの方の調整を行います。(点訳・音訳・要約筆記など)

※各事業の詳細、利用者負担等につきましては、お問い合わせください。

問い合わせ

恵那市福祉センター 恵那市社会福祉協議会
 ☎261-5221(代) FAX261-5222
 各事業に関する詳細は恵那市社協HPでも確認できます
 (http://www.ena-shakyo.or.jp/)